

平成 29 年度 仙台市障害者施策推進協議会

障害児支援作業部会（第 1 回） 議事録

1 日 時 平成 29 年 6 月 29 日（木） 19:00～21:00

2 場 所 北部発達相談支援センター 大会議室

3 出 席 植木田委員，沖津委員，小野寺委員，杉委員，高島委員，
千葉委員，中村委員，谷津委員

[事務局]石川障害福祉部参事兼障害企画課長，伊藤障害者支援課長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，安孫子北部アーチル企画調整係長，菅原南部アーチル総務係長，小幡企画係長，天野施設支援係長，五十嵐主査

ほか傍聴者 8 名

4 内 容

事務局 (小幡係長) 皆様，おばんでございます。開会に先立ちまして，配布資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に送付しておりますが，資料の 1-1，1-2，資料の 2 から 4，参考資料の 1 から 6 について，お手元にありますか。それから，机上にも本日の次第と裏面が委員名簿となっている座席表を配布させていただきます。

また，資料 1-2 に差し替えがございましたので，そちらも机上に配布しております。本日，委員の皆様から追加の資料としてお持ちいただいているものもございまして，中村委員からはカラー刷りの『ゆう通信』，杉委員からは『障害のある子どもに対する保育について』，『発達障害者支援に関する行政評価，監視の結果，勧告に基づく対応について』という事務連絡の通知をお配りしております。過不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(1) 開 会

事務局 (小幡係長) はい，それでは改めまして，皆様，本日はお忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会障害児支援作業部会の第 1 回を開催いたします。仙台市長より，仙台市障害者施策推進協議会条例第 4 条に基づきまして，障害児支援作業部会専門委員として皆様方を委嘱させていただきました。委嘱状につきましては机上に置かせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

(2) あいさつ

事務局 (小幡係長) はじめに障害福祉部参事兼障害企画課長よりご挨拶申し上げます。

事務局 (石川参事) おぼんでございます。障害企画課長の石川です。お集まりの皆様には日ごろより仙台市の障害児やそのご家族の支援にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。またこの度は大変お忙しい中、障害者施策推進協議会障害児支援作業部会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

さてご案内のとおり、現在本市の障害者・障害児の保健福祉施策は平成 24 年に策定しました仙台市障害者保健福祉計画に基づき推進しておりますが、この計画の計画期間は平成 29 年度までの 6 年間となっております。今年度が計画の最終年度となりますことから、市長より仙台市障害者施策推進協議会に平成 30 年度からの新たな障害者保健福祉計画の策定を諮問したところでございます。

障害児の支援のあり方につきましては、法改正により福祉計画を策定することが求められたようになったこともございまして、5 月に開催されました今年度第 1 回の障害者施策推進協議会におきまして、より深く検討し、専門的な提言をいただくため、障害児作業部会を設けることとなったものでございます。委員の皆様には障害児への支援につきまして、今後の方向性など、それぞれご専門の立場からご意見をお願いしたいところでございます。

9 月を目途に作業部会の意見を取りまとめたいと考えており、タイトな日程で委員の皆様にはご負担をおかけしますが、新たな計画づくりにつながるものでございますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

(3) 専門委員紹介

事務局 (小幡係長) それでは続きまして、この作業部会の委員をご紹介させていただきたいと思えます。委員の皆様につきましてはこれからお手元の名簿に沿いまして、ご紹介をさせていただきたいと思えますので、お名前をお呼びいたしましたら、ご所属とご専門などにつきまして、簡単に自己紹介していただければと考えております。それでは名簿順に沿ってご紹介させていただきます。まず植木田潤委員よりお願いいたします。

植木田委員 宮城教育大学特別支援教育講座で仕事をしております植木田と申します。発達障害のあるお子さん、特に通常学級に在籍しているお子さんの支援に加えて、二次障害の対応を専門としております。小中学校、仙台市内の巡回相談、児童館の巡回等もさせていただいておりまして、そのような場で伺ってきたことなどをこちらの作業部会でお話しできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

沖津委員 児童発達支援センターなのはな園の園長をしております沖津美奈子です。なのはな園は就学前の、主に親子通園を経験してきた子どもたちが単独で通ってきて

いる施設になります。主に太白区と若林区に在住している子どもたちが対象でして、定員は 30 名で、現在は 30 名通園しております。療育を行っておりますが、障害があっても子どもには変わりはありません。子どもとしての楽しい生活を大事にし、遊びと基本的な生活習慣を中心に組み組みながら、日々子どもたちと向き合っています。どうぞよろしく願いいたします。

小野寺委員 小野寺と申します。私達の施設はこの春から児童発達支援センターになりました。前身は親子通園施設であった袋原たんぽぽホームです。単独通園 10 名と親子通園 40 名という枠で事業を行っていますが、児童発達支援センターになったことで、これまで手探りで取り組んできた地域の協働に地域相談員をつけていただいて、勉強しながらですが地域の中で役立てるように頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

杉委員 仙台市教育局学校教育課特別支援教育課長をしております杉肇子と申します。長い所属の名称ですが、端的には教育委員会において、障害のある子どもさんたちの学校でのよりよい生活、教育を目指す部署でございます。どうぞよろしく願いいたします。

高島委員 仙台市役所子供未来局総務課の高島と申します。子供未来局も部の数で 3 部、課の数で 11 課と相当間口の広い組織になっております。子どもを対象とした行政施策を考える上で、障害児の支援は絶対に欠かせない課題だと思っております。今日のこのような場での議論を子供未来局に持ち帰りまして、子育て支援の行政に活かしてまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしく願います。

千葉委員 東北福祉大学の千葉と申します。重症心身のお子さんたちの地域生活の継続の要因を探ることと、介護をされているお母さんたちのサポートを専門として活動させていただいています。

お母さん方にはインタビューなどもさせていただきまして、お子さんを産んでから、これまでどのタイミングでどのようなサポートが得られてきたかについてもお話を聞かせていただいておりますので、そのような内容をお話しできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

中村委員 NPO 法人グループゆうの中村と申します。私は施策推進協議会の委員でして、私どもの法人も親子通園、児童発達支援センターから成人の就労までをやらせていただいておりますので、この作業部会にもそのような理由で入れていただいたのではないかと考えております。学ぶだけでなく、これからのことを意見交換できたら、とても幸せです。よろしく願いいたします。

谷津委員 アフタースクールぱるけの谷津です。ぱるけは平成 14 年に任意団体として、障害のあるお子さんの放課後を支援する団体として立ち上げをいたしまして、今日に至ります。現在は放課後等デイサービスを仙台市青葉区と太白区に 3 カ所、障害児者のヘルプサービスの事業所を 1 カ所、昨年からは相談支援事業所も立ち上げております。

 NPO ですので、公的なサービスで見えてきた課題を NPO として解決できればと考えておりまして、長年きょうだい支援に取り組んでおります。きょうだいの声を拾ったアンケートや親御さんのアンケートの結果だけでなく、そのきょうだい支援の必要性についても学んできましたので、その点についてもお話しできればと思っております。また、家族支援に力を入れておりまして、震災後にちょこっとねっとという、障害のあるお母さん方と一緒に、啓発活動として出前講座も行ってあります。障害のある方たちが、震災のときに困っていたことや、もし困っている人がいたらこのように見守ってほしいということを伝えてあります。このような活動から見えてきたことなどもお話しできればと考えております。

 相談支援としては、小さいお子さんから成人の方まで、相談を受けておりまして、成人の相談から見えてきた、小さいころにこのようなサポートがあったらよかったというようなお話もできればと思っております。よろしくお願いいたします。

（４）部会長及び副部会長の選出

事務局（小幡係長） 続きます。部会長及び副部会長の選出に移ります。部会長及び副部会長の選任につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 9 条に基づきまして、委員の皆様による互選となっております。どなたかご推薦などございませんか。

杉委員 僭越ながら、宮城教育大学の植木田先生にお願いできればと思っております。

事務局（小幡係長） ただいま杉委員から植木田委員を部会長に推薦いただきましたが、この提案につきまして、ご異議等ございませんか。はい、ありがとうございます。それでは植木田委員に部会長をお願いしたいと考えております。続きます。副部会長の選任についてはいかがでしょうか。それでは植木田部会長からお願いいたします。

植木田部会長 それでは、この作業部会の本会にあたります、障害者施策推進協議会からご出席いただいております中村祥子委員にお願いできればと思っております。

事務局（小幡係長） ただいま植木田部会長から中村委員のご提案をいただきましたが、ご異議等ございませんか。はい、ありがとうございます。ご異議ございませんので、部会長につきましては宮城教育大学植木田潤委員に、それから副部会長につきましては NPO 法人グループゆうの中村祥子委員にお願いしたいと思います。それでは植

木田部会長，中村副部会長はお席をお移りいただきますようお願いいたします。

それでは部会長，副部会長より一言ご挨拶をお願いいたします。はじめに植木田部会長，お願いいたします。

植木田部会長 改めましてどうぞよろしくをお願いいたします。部会長を務めさせていただきます宮城教育大学の植木田と申します。ご忌たんのない意見をいただきながら，仙台市にお住まいの障害のあるお子さんたち，ご家族の皆様，関連する支援機関等々，様々な方にとってよりよい提案がまとめられるとよいなと思っております。ご協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局 (小幡係長) ありがとうございます。続きまして中村副部会長，お願いいたします。

中村副部会長 改めまして中村です。本作業部会は，障害者施策推進協議会の部会ですので副会長に就任させていただいたものと思っておりますが，この場では意見も言わせていただきたいと思っております。これからどうぞよろしくをお願いいたします。

(5) 議事

事務局 (小幡係長) ありがとうございます。それでは議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては，植木田部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(1) 障害児支援作業部会の設置及び検討事項，検討の進め方について

植木田部会長 それではよろしくをお願いいたします。限られた時間でございますので，できるだけ濃密な議論になるようお願いをしたいと思います。それでは早速ですが，議事に入りたいと思います。お手元の資料に基づき，障害児支援作業部会の設置及び検討事項，そして検討の進め方について，事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (石川参事) 資料 1，資料 1-1，資料 1-2 をご覧ください。まず資料 1-1 からご説明いたします。

標題に「次期計画の策定に係る」，とございますが，現計画である仙台市障害者等保健福祉計画は平成 24 年に策定しまして，平成 29 年度までの期間となっております。

この計画に基づいて各種施策，取り組みを展開してきたところでございますが，今年度中に次期計画を策定したいと考えております。そして，重点的に取り組むべき施策や事業について，専門的な提言を受けるため，作業部会を設置するものでございます。こちらが趣旨の 1 に書いている内容です。

委員の位置づけにつきましては、障害者施策推進協議会の委員の中の専門委員として、本日委嘱状を交付させていただいたところでございます。3番、設置する作業部会としては、障害児支援作業部会という名称で今回設置させていただきます。

ページをおめくりください。障害児支援作業部会の設置の概要についてでございます。一番上の趣旨でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律、障害児の福祉計画の策定が義務づけられたところでございます。

このことにつきましては厚労省より指針が出されており、①から⑤までの5つの柱がありまして、児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援の充実、重症心身障害児を支援する事業所の整備等が必要とされております。

本市では発達相談支援センターのアーチルを核として、サービスの充実等に取り組んできましたが、現在の法制度では支援が不十分である重症心身障害児等への支援手法など、さまざまな課題が存在していると感じております。

以上によりまして、本市障害児施策体系の整備と諸課題の解決に向けた方策を検討し、具体的な方策を次期計画に反映することを目的としまして、障害者施策推進協議会に障害児支援についての作業部会を設置し、専門的な知見に基づく意見、提言を求めたいと考えております。

主な検討内容としましては、2の(1)(2)でございます。乳幼児期、学齢期、成人期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の今後の方向性、それから重症心身障害児及び医療的ケア児のような特別な支援が必要な障害がある児童に対する支援の今後の方向性ということで、議論を検討していただき、検討を深めていただければと考えております。

今後のスケジュールについては、資料の1-2をご覧ください。障害者施策推進協議会の本会が左側に書かれています。

5月に第1回の協議会が行われましたが、以降11月まで時間をかけて、中間案をまとめたいと考えております。その後、パブリックコメントを行いまして、2月には障害者施策推進協議会から市長への次期障害者保健福祉計画の答申をしたい、と考えております。

作業部会については、障害者保健福祉計画の策定状況に合わせるために、9月末ごろまでに第4回目の部会を開催したいと考えており、その中で提言をまとめていただいて、本会にご提言、ご報告いただければと考えております。障害者保健福祉計画を取りまとめる上で、この提言を生かしていきたいと考えております。

作業部会の日程については、本日6月29日のほか、それぞれ毎月1回を予定しておりますので、どうぞご協力いただきたいと思いますと考えております。

資料1-1の2ページの下に戻っていただきたいと思います。第1回目の開催については本日ですが、委嘱状の公布から、アーチル連絡会での報告事項の整理及び課題の整理などを議論していただければと思います。

それから第 2 回目、第 3 回目におきましては、ライフステージに応じた支援の現状、課題、今後の方向性、それから特別な支援が必要な児童への支援の現状、課題、今後の方向性などの議論をしていただければと考えております。

第 4 回目で、この第 1 期の障害児福祉計画を策定するためにあつての重点事項の整理を行いたいという予定になっております。もちろん議論の進み具合や、内容によってはこの日程に限らず、開催も考えていこうと思っております、10 月の予定を一部空けております。

なお、第 2 回目、第 3 回目の開催内容ですけれども、現状、事務局としては特別な支援が必要な児童への支援の現状を 7 月にやらせていただいて、8 月にライフステージに応じた支援の現状をやりたいと考えているところでございます。資料の説明は以上です。

植木田部会長

ありがとうございました。最近、テレビのニュースなどでも障害者差別解消法や合理的配慮などという言葉が聞かれるようになってきました。世間からも注目されるようになってきており、大変重要な仕事だと改めて感じております。

ただいまの事務局からの説明事項につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。ないようでしたら先に進めたいと思います。

(2) 仙台市における障害児等を取り巻く現状について

植木田部会長

続きまして仙台市における障害児等を取り巻く現状について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局
(石川参事)

それでは資料 2 の国で行われている障害児に関わる議論についてご説明させていただきます。資料の内容ですが、1 つ目は内閣府の障害者基本計画第 4 次の骨格案についてです。こちらは障害者基本法に基づくものでございます。

それから 2 つ目は、厚生労働省の基本的な指針にかかる通知です。こちらは障害者総合支援法に基づくサービスの見込み量に関するものです。最後のユニバーサルデザイン 2020 行動計画につきましては、内閣府で出しているものです。以下、それらの抜粋を資料 2 にまとめております。

まず、1 ページ目は、内閣府で出しております障害者基本計画第 4 次の骨格案についてです。障害のある女性・子供・高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援について計画に盛り込むべきであると示され、障害のある子供については、成人の障害者とは異なる支援を行う必要があるのではないかと書かれています。

次に、厚生労働省の指針では、障害児支援の提供体制の計画的な整備をすることが求められています。5 つの柱を盛り込んで、障害児の支援の供給体制の確保に関する事項を定めており、具体的には「① 地域支援体制の構築」から「⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保」が定められています。

詳細は 4 ページをご覧ください。こちらには、5 つの柱の詳細が書かれています。

「① 地域支援体制の構築」については、障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要だとの指針では示されております。また、児童発達支援センターの体制整備等を図ることが必要だということ、それから入所施設に関すること、支援の質の向上と内容の適正化を図っていくことなどが書かれています。

「② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」については、保育所・認定こども園・放課後児童健全育成事業などの子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要であるとの指摘がございます。それから、就業時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含めて、教育委員会との連携体制を確保することが必要だと書かれております。

「③ 地域社会への参加・包容の推進」については、保育所等訪問支援や放課後児童クラブなどを通じて、障害児への地域社会へのインクルージョンの推進を図る必要があると示されております。

「④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備」については、重症心身障害児に対する支援体制の充実、医療的ケア児に対する支援体制の充実、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実、虐待を受けた障害児等に対する支援体制の充実が書かれています。

最後に「⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保」については、障害児の相談支援についても質の確保と向上を図りながら、供給体制の構築を図る必要があると示されております。

資料の 2 ページ目に戻ってください。ここでは、障害福祉サービス等及び障害通所支援等の供給体制の確保に係る目標の設定が示されております。例えば、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とするとございますが、仙台市では既に数カ所設置しているところでございます。その他としては、高次脳機能障害等に対する言及がございます。

3 ページ目はユニバーサルデザイン 2020 行動計画についてでして、内閣府が出しているものでございます。経緯及び趣旨については、2020 年のパラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて、人々の心の在り方を変える絶好の機会であることを踏まえて、ユニバーサルデザインの街づくりを実現しようとするものです。それから、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取り組みを展開することを目指して、内閣府が行動計画を定めています。

主なポイントは 2 項目あり、(1) として政策立案段階から障害者の参画をさせるということ。それから (2) として主な施策、＜ユニバーサルデザインの街づくり＞のほか、＜心のバリアフリー＞分野では、具体的に学習指導要領等改正を

通じて、子供たちに「心のバリアフリー」を指導することなどが書かれています。

以上が国で行われている議論でして、障害者基本計画、厚生労働省の指針、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画についてご説明いたしました。

次に資料 3 をご覧いただきたいと思います。こちらは仙台市の障害福祉分野、障害者の現状について各種統計を用いて表したものでございます。まず、障害者手帳の所持者数の推移です。

グラフ等をご覧いただきたいと思いますが、平成 28 年度の障害者手帳の所持者数、身体・療育・精神を合わせまして 48,599 人となっています。全体的には増加傾向にありまして、精神保健福祉手帳の所持者数の増加が多くなっています。そのほか、身体障害者につきましては、現在は概ね横ばいとなっています。

その下には、18 歳未満、児童の障害者手帳の所持者数をお示ししています。平成 28 年度で身体・療育・精神の合計で 3,185 人が障害者手帳をお持ちです。療育手帳が一番多く、平成 27 年度から 8 名の増となっています。表の一番下に、児童に占める割合を出しておりますが、平成 24 年度は 1.85%でしたが、平成 28 年度には 1.92%となっており、割合が高くなっているところが特徴です。

次に、2 ページ目をご覧ください。発達相談支援センターアーチルへの相談件数の推移でございます。平成 28 年度の相談件数は 10,283 件となっています。内訳としては、乳幼児の相談が 3,267 件、学齢児相談が 3,292 件、成人相談が 3,724 件となっております。平成 24 年度に南部アーチルを開所以降、相談件数が多く増加しております。

ページ、新規相談、開所からの相談件数の推移についてライフステージ別にお示ししたグラフをご覧ください。乳幼児については、特に南部アーチルができてから、新規相談が 650 件から 800 件に、大きく増えたところが特徴的ではないかと考えております。

3 ページ目をご覧ください。こちらはアーチルでの相談の年齢分布になります。上の表では、新規相談の年齢分布は 1 歳から 5 歳までが特に多くなっています。また、下の表は継続相談の状況についてです。表では、継続相談のライフステージ別の実人数をお示ししています。

ページをめくってください。次は、重症心身障害児者の数についてです。平成 28 年度の重症心身障害児者の数は 611 人、このうち児童は 248 人となっております。近年の傾向としては、在宅の方が増加しておりまして、特に医療的ケアを必要としない方の増加が顕著です。

児童については、在宅が 9 割以上を占めまして、在宅かつ医療的ケアを要する方が 40.7%、医療的ケアを要しない方が 52.8%となっています。上の表が重症心身障害児者数の合計でして、下の表が児童に関する分となっています。

続きまして 5 ページ目をご覧ください。こちらは指定障害児通所支援事業所の数と定員数についてです。平成 24 年度から平成 29 年度において、各 4 月 1 日時点での値をお示ししております。児童発達支援センター、児童発達支援を行って

いる事業所，放課後等デイサービスを行っている事業所，保育所等の訪問支援を行っている事業所について事業所数と定員数を示しています。

平成 29 年度に児童発達支援事業所のうち 3 カ所が児童発達支援センターに変わりましたので，児童発達支援の事業所が減って，児童発達支援センターが増えています。

定員数についてはご覧のとおりです。合計した数が平成 24 年度の 650 人から，平成 29 年には 1,240 人となっており，大きく増えております。特に放課後等デイサービスの定員が大きな伸びをしています。

5 番目は主に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所でございます。平成 29 年 4 月 1 日現在，重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所は太白区と泉区に存在しておりまして，4 カ所ございます。

残念ながら青葉区，宮城野区，若林区には現在存在しない状況でございます。定員数につきましては日々 5 名ということで，合計で 20 名となっています。具体的な法人名と所在地は表のとおりです。

最後に 6 ページ目では，障害児通所支援等の利用の実績をお示ししています。平成 27 年度の実績ですが，利用者の多い事業は放課後等デイサービスでございます。平成 24 年度から平成 27 年度までに，総支給日数が 6,672 人日分増え，94% 増加しています。また，利用者数は 344 人増加し，利用者一人あたりの支給日数は 3.2 日増加しています。

資料 3 の説明については以上でございます。

植木田部会長

ありがとうございました。国の大きな動きと連動して，仙台市の障害児者の統計的な値の推移をご説明いただきました。国よりも進んでいる部分も仙台市はあるのではないかと感じております。まずこの作業部会の委員の皆様のご共通理解をつくるために，全体的な動きを俯瞰するためにご説明をいただいたものだと思います。

行政用語等々もあり，分かりづらいところもあるかもしれません。私自身も不勉強で，まだ数字も含めて十分に理解できていないところもございます。

今日のこの会は，全体の方向性を一致させていく上でとても大事な会だと思います。委員のご共通理解をつくる必要があると思いますので，用語の理解も含めて，分からないことやご意見等々ありましたら，どうぞ積極的にご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。はい，お願いいたします。

谷津委員

今回の作業部会の主な検討内容の中に，重症心身障害児及び医療的ケア児の支援の今後の方向性と示されております。現在，主に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービスの事業所が 4 カ所存在するということは分かりましたが，そのほかの事業所で重症心身障害児，医療的ケアの必要なお子さんを受け入れている事業所が何カ所ほどあるのか，もし把握されていれば教えていただければと

思います。

事務局（天野係長） 障害者支援課の天野と申します。大変申し訳ありませんが、ご質問の内容については統計等を取っていない状態です。次回の部会の際にはある程度の数字を出せるのではないかと思います。また、重症心身障害児向けの放課後等デイサービスの事業所数は、4月1日の段階で4カ所でしたが、今年度に入りまして2カ所ほど増えており、7月1日時点で6カ所となっております。

谷津委員 ありがとうございます。ちなみにばるけでは、3カ所で医療的ケアを必要とするお子さんがいらっしゃいます。重症心身障害のあるお子さんも3カ所でおりますので、ぜひ数字を教えていただければ参考になるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

植木田部会長 ありがとうございました。ほかの委員の皆様で何かご発言はありませんか。

中村副部会長 成人施設で児童発達支援事業との兼ね合いで指定を取っている事業所が何カ所かあると思いますが、そこで児童の受け入れをされているところがあるかどうか、実績を調べていただければと思います。

事務局（天野係長） 障害者の成人向けの事業所において、18歳未満の児童を受け入れているかどうかということでしょうか。

中村副部会長 おそらく併用型で事業所を申請されていると思うのですが、利用は少ないと聞いています。その現状をお尋ねしたいと思っています。

事務局（天野係長） 申し訳ございませんが、中村副部会長のご質問も合わせて次回にご報告させていただきますしたいと思います。

植木田部会長 議論を深めるために必要なデータとしてお手数をおかけしますが、事務局でお調べいただければと思います。そのほかにも何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい、杉委員、お願いします。

杉委員 杉です。恥ずかしながら教えていただきたいのですが、児童発達支援という事業所の括りはどのようなお子さんたちが通う場所なのか、教えていただければと思います。

事務局（伊藤課長） 児童発達支援を行っている事業所のうち、地域支援を担う中核的な施設が児童発達支援センターという施設になっておりまして、そこに地域相談の支援をする

相談員が配置される位置づけになっております。

児童発達支援センターは、児童発達支援事業所の拠点的な機能を果たしておりまして、行っている事業そのものが大きく異なるものではございません。

事務局
(佐々木所長)

北部アーチルの佐々木です。少し補足させていただきます。児童発達支援センターについては今まで2カ所でしたが、親子通園施設、障害者通園施設を3カ所児童発達支援センター化し、5カ所になっています。児童発達支援センターでは療育等を含めて地域支援を行っています。

一方、児童発達支援事業所は、療育を行っておりますが、通って来るお子さんに対しての支援が中心です。

児童発達支援センターは、そこに通って来るお子さんに加えて、地域のお子さんも対象としている点が大きな違いではないかと思えます。それから保育所等訪問支援については、児童発達支援センターと児童発達支援を行っている事業所が、保育所や幼稚園等に出向き支援をするものです。

児童発達支援センター、仙台市で行っている児童発達支援事業については、保育所や幼稚園にも、アーチルも含めて訪問しています。表で挙げている保育所等訪問支援については、支給決定をしてサービスを利用した場合が対象になりますので1カ所となっております。

小野寺委員

小野寺です。親子通園施設は50年前からあるような施設です。お子さんの発達支援以外に、皆様親子で通って来るので、お母さん含めた家族支援もメインで取り組んでいます。

アーチルで相談を受けて、その後、初期療育でじっくりと継続相談をした後に、こちらにつながってきます。その前に保健福祉センターで発見されて、気づきがあった場合は相談へとつながり、そして療育につながるという流れになっていると思えます。

また、放課後等デイサービス事業所の午前の時間を利用した児童発達支援の事業所があります。そちらはいろいろなタイプがあり、預かり、居場所づくりだけでなく、運動療法などに特化した小規模な施設があります。

事務局
(佐々木所長)

分かりにくく申し訳ございませんが、児童発達支援センターはもともと2カ所でしたが、平成29年度から3カ所増えて5カ所になっています。その増えた3カ所というのは児童発達支援の事業所だったものですので、児童発達支援事業所から児童発達支援センターに移行したということを示しています。

一方で、民間の事業所も増えていきますので、数的には平成28年度から平成29年度にかけて、児童発達支援の事業所が2カ所減っていますが、実質は1カ所増えていることとなります。

植木田部会長 よろしいでしょうか。私自身も教育が専門ですので、今の説明を受けてイメージすることができました。他に委員の皆様、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

沖津委員なのはな園の沖津です。医療的ケアのあるなしに関わらず、在宅の子どもたちが多くいることを、私もよく分からずにいたのですが、在宅というのは入院などもせず、お家にいるという意味でよろしいでしょうか。

事務局（中村所長）ここでいう在宅は、施設入所に対しての在宅なので、なのはな園に通っているお子さんも含まれております。

沖津委員 わかりました。はい、ありがとうございます。

植木田部会長 よろしいでしょうか。総じて少しずつ相談件数も増えているのと同時に、通所できる施設も少しずつ増えているという理解でよろしいでしょうか。そのような現状を踏まえて、今後の中長期的な視点で何が必要かを議論していくことになるかと思いますが、基本的な理解は共有できたのではないかと思います。

(3) これまでのアーチル連絡協議会の報告及び課題の整理について

植木田部会長 それでは議事を進めさせていただきます。国と仙台市の状況について共有できたと思いますので、次にアーチル連絡協議会で議論されてきた内容について、報告及び課題の整理を事務局よりご説明願います。

事務局（佐々木所長） 北部アーチルの佐々木です。資料 4 をご覧ください。アーチル連絡協議会における議論及び課題の整理についてご説明させていただきます。

アーチルは知的障害、重症心身障害者、自閉症や LD の方、ADHD の方、発達障害児者を対象にしております。早期の出会いと乳幼児期から成人期までの「生涯ケア」に取り組んでいる施設でございます。

アーチルの業務運営に関して、いろいろな方からの意見を聞いて発達障害児者に対する支援のあり方を検討しています。地域支援体制の構築を図るために関係機関、当事者の方、学識経験者、行政関係機関等からなる仙台市発達障害者支援センター連絡協議会を設けておまして、ここで支援体制のあり方等について検討を行っております。

アーチルが平成 14 年度にできてから、様々な検討や議論をしていただいております。これまで提言されたものについては、1 番目から 6 番目までの通りです。

近年の検討内容については、南部アーチルが平成 24 年 1 月に開所し、開所後の状況について、今後の発達障害者支援の方向性とアーチルの役割を検討いたしました。

参考資料 1 では、その具体的な検討内容を示しております。現状と改題を整理し、どのような対応をすべきか取りまとめております。

それから、平成 26 年度、平成 27 年度は、発達障害児者の地域生活の充実に向けた支援体制の整備について検討いたしました。この内容については、平成 17 年 3 月に行った検討、提言を踏まえて、10 年を過ぎたというところでしたので、特に学齢期後期から成人期にかけての、発達障害児者の地域生活の充実に向けた支援システムの再整備の必要性について検討を行いました。こちらの内容については、参考資料 2 をご覧いただければと思っております。

また、昨年度と今年度、この 2 カ年は就学前の乳幼児期を取り上げておりまして、未就学児とその家族の相談支援体制の充実をテーマにして、療育、福祉、教育などの関係機関と議論を行っております。

議論の内容については、参考資料 3 をご覧ください。参考資料 3 は平成 28 年度第 1 回アーチル連絡協議会で使用した資料として、昨年 10 月現在の資料となっております。

まず、ページをおめくりください。保健福祉センターでは乳幼児健診を行っておりますので、気になる場所が見つかるとう要精検ということで、アーチルにおつなぎいたします。

また、要精検にならなくても、保健福祉センターにおいて気になる場合も、アーチルにつながってきます。保健福祉センターの健診からアーチルにつながるという連携はしっかりとできているところです。

次のページ開いてください。仙台市の就学前療育体系をご覧いただければ、児童発達支援事業所、児童発達支援センターの位置づけを理解するために参考になるのではないかと思います。

仙台市は保健福祉センターで健診を行い、乳幼児の様々な相談を受けておりますので、保健福祉センターを経由してアーチルにつながってきます。それから、本人・家族・医療機関・保育所・幼稚園、その他からアーチルにつながってくることもあり、新規相談をお受けしています。

特に保育所や幼稚園に行っていないお子さんについては、アーチルの初期療育グループに一定期間おいでいただくという仕組みになっておりまして、その後、幼稚園や保育所に行く方もおいでになりますし、親子通園施設をはじめとする、児童発達支援事業所や児童発達支援センターに進む方もいらっしゃいます。これは昨年度の資料ですので、児童発達支援センターの数や施設の数が現在とは違っておりますが、仙台市の場合の就学前から就学に向けての大きな流れはこのようなとなっております。

ページを飛ばしていただきまして、「節目」で相談を行うことの必要性というページをご覧ください。アーチルへの相談は件数的にはかなり多くなっているため、定期的というよりは、節目節目で相談をお受けしております。その間、それぞれ通っている施設や親子通園施設、幼稚園・保育所・知的障害者通園施設におい

て日々の相談を受けております。そして節目での相談をアーチルで受けることで、一貫した支援を行っております。

それから、マイサポートファイル「アイル」というものを作成しております。お子さんの状況や環境、希望やどのようになりたいかなど、色々な情報を挟み込んでおまして、このファイルを活用して縦横の連携を目指しております。平成 26 年度からは教育委員会と連携して、学校に上がった後も活用が広がるように、一緒に事業を展開しているところでございます。

次のページ開いてください。先ほども説明がございましたが、新規相談について、以前は 650 件でしたが、800 件に急激に増えております。実は平成 28 年度はもう一段上がっておりまして、850 件を超える新規相談件数がございました。

またページをおめくりください。学年ごとのアーチルケース数では、一度でもアーチルに相談に来たことがあるお子さんのことをカウントしています。平成 13 年生まれのお子さんが中学校 1 年だったころ、アーチルにどのくらい相談に来ていたのかを整理すると、ほぼ 10%となっており、10 人に 1 人がおいでになっていました。

毎年、小学校 6 年生から中学校に上がるときに新規相談が増えますので、今後も 1 割近くの方がおいでになるのではないかと見込まれています。

またページをおめくりください。課題として、発達障害を心配する相談件数の増加という内容がございます。

発達障害の相談においでいただく方については、ピラミッドの上のほうが発達障害の特性が濃く、下のほうが淡くなっております。つまり、障害の特性が濃い方と薄い方がおりまして、アーチルの開設当時は発達障害の特性が明らかにわかる特性の強い方がおいでになることが多く、発達障害の診断の基準を超えているような方の相談が比較的多かったのですが、現在は発達障害の特性が薄い方でも相談されることが増えており、この場合、養育環境の問題も大きく関わっている場合がございます。アーチルができた当時と、最近では状況が変わっており、発達障害の特性が薄くとも、課題を抱えているお子さんたちが増えてきています。新規相談件数についても先ほど見ていただいたように、650 件から 800 件、800 件から 850 件を超えていく、というような増加傾向にあります。

そのような中で、近年の乳幼児の相談から見える課題としては、比較的薄い発達の特性を心配して相談されるケースが増加していて、養育環境面のフォローが必要な相談件数も目立ってきていることです。

また、幼稚園・保育所でも発達面で気になる子が増えておりまして、明らかな障害でもないため、障害部門、子育て部門、それぞれで単独で行うことの限界が来ているように思われます。子育てという観点から障害に関わったり、子育て部門関係なく連携や協働の中で課題を解決していったりする必要があるのではないかと、去年のアーチル連絡協議会において確認したところでございます。

前置きが長くなってしまいましたが、今回初めて参加された委員の方に対して、

アーチルの業務の内容と仙台市の流れについてご紹介させていただきました。

資料 4 の 2 ページ目に戻ってください。「3 近年の議論における発達障害者の支援の現状と課題」をご覧ください。平成 24 年度、平成 25 年度の当時から先ほどご説明させていただいた内容のような傾向が見えはじめてきて、平成 27 年度、平成 28 年度になってきて、どんどんそれが顕著化されてまいりました。

重複しますが、乳幼児については知的な遅れを伴わない事例が増加しており、幼稚園、保育所に既に入っているお子さんたちが増えてきている状況にあります。

それから、子育てに困難さを抱えている家庭が増えてきている点については、養育上の課題や、家族背景が複雑にからんだ相談が増えており、対応が必要な状況になっております。学齢期についても同じように、知的な遅れがなく、より障害特性が分かりづらい事例が増えておまして、通常学級に通っているお子さんもたくさん相談においでになっています。

また、本人行動の背景に問題がいくつも絡み合っており、一つの機関や施設だけでの対応が困難な状況になっているため連携が必要だということ、行動障害に至ってしまうとその後の対応が大変なので、行動障害が起きないように対応が必要だということなど、当時議論がされました。

成人期については省略させていただき、次のページに移りたいと思います。平成 28 年度のアーチル連絡協議会における委員の意見として、先ほど参考資料でご説明した資料に基づきながら、委員の皆さんと議論していた内容をこちらに挙げております。

今週のはじめにアーチル連絡協議会もありましたが、現状と課題として、いわゆる「グレーゾーン」の児童、集団の中で気になる子の増加や通常学級に就学してから課題が見つかる児童の増加があります。

さらに、複合的な課題を抱えるケースが増加しています。複雑な家庭環境だったり、養育上の問題を抱える家族が増加し、子育ての悩みより家庭問題等に関する相談も増えています。また、震災による子どもの心への影響もあるのではないかと考えられます。

それから、アーチルに相談につながるまでの本人・家族の支援についても必要な一方で、身近で気軽に相談できる「居場所」が不足しているのではないかと、揺らぐ親へ寄り添いながら支援していくことが必要ではないかと、地域とのつながりが希薄化し、地域から孤立する障害児や親に対する支援が不足しているのではないかなどというような意見が委員の方から出されています。

望ましい支援や仕組みに関する主な意見としては、各ライフステージの段階で、多様な機能が求められています。また、各機能を分節化・明確化し、どのように役割分担し、システム的につながっていくかが大事ではないかというご意見が寄せられています。

さらに、子育て支援施策との連携・協働が必要ではないかとの意見もございます。どこからが障害で、どこからが障害ではないと線引きすることが難しく、分

かりづらくなっていることから、この連携が当然必要になってくるだろうと思われま

す。また、どこにもつながりを持ってない親でも、小さいうちから複合的な支援を受けられる体制づくりが必要ではないかという意見もございます。どこかにつながりを持つことができたところからいろいろなところへ広がることのできるため、複合的に支援していくことが必要であり、そのような体制づくりが必要だというご意見です。

それから、適切な支援につなぐためには、親自身への障害理解を促す取り組みも必要になってくるというご意見もございます。小さいお子さんの場合には、障害だと親自身が理解することはなかなか難しく、一度理解した後でも悩みが大きいものです。障害理解を進めることは大変ですので、それを支える取り組みも必要ではないかというご意見等もいただいております。

加えて、切れ目のない一貫した縦の連携や、地域で多様な家族を支える横の連携、それぞれに対するコーディネート機能の強化も必要な一方で、単独でのやっぱり支援はなかなか効果が上がらないと言われております。就学前から就学に上がるタイミング、それから小学校から中学校に上がるタイミングなどという縦の連携も当然必要ですが、学校のみならず、児童館や放課後デイサービス、地域の様々な団体などという横の連携も必要ではないかということでございます。

また、多様な機能を持つ場自体のスキルアップとそれに対するバックアップの仕組みが求められておまして、いろんな施設が支援をしていく場合、支援にあたる施設自体もスキルアップ等していく必要があるため、それに対するバックアップの仕組みも必要ではないかということでございます。

それから、障害の有無に関わらず、「地域の子」としてみんなで育てていく意識が持てるというご意見もあります。障害があるかどうかはなかなか判断しづらいお子さんもたくさんおいでになりますので、障害があるかないか関わらず、特に地域全体で支え合っていくということが必要ではないだろうかということが言われています。

舌足らずの部分があるかもしれませんが、以上説明でございます。

植木田部会長

情報量の多い中、丁寧な説明をしていただきましてありがとうございました。仙台市のこのアーチルという施設だけではなく、システムとしてのアーチルは全国でも大変先進的な取り組みであり誇れるものだと常々思っております。その中でもいくつか課題が出ておりますが、アーチルを要として、仙台市の障害児者福祉をどのように高めていくかが大事な視点だろうと思っております。

相談件数が非常に多くなっておりますので、その点も難しい問題だと思います。個人的には、アーチルにつながれる方はまだいいのではないかと思います。本当に心配な方は相談に来ていない人たちでして、そういった方はどういう状況にあるのだろうととても心配なところでは

少し話が脱線してしまい申し訳ありませんでしたが、今のご説明に関しましてご質問やご意見等々がございましたらご発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

高島委員 我々子供未来局も、子育て支援の取り組みの中で、様々取り組んでまいりましたが、この部会の議論の中でぜひご教示いただきたいことがございます。

1 点目は、幼児保育の現場での対応に関してです。グレーゾーンのお子さんも含めて、特別な支援を要するお子さんが増えている現状があります。一方で、子育て支援の要は保育所や児童クラブになるのですが、待機児童問題に言われるように、量的な対応が課題となっておりまして、ハード面の整備や保育士さんの確保が必要とされています。

どうしても量的な課題に目が行きがちですが、質についての問題もありまして、現場では発達上の課題を抱えているお子さんが増えていることに対してなかなか対応し切れていない現状があります。

巡回相談を行うなど、植木田先生はじめ皆様にご理解をいただいておりますが、子育て支援の現場にいる担い手に対する、研修や講習を通じた専門的な知見の共有は人材育成という意味で重要だと思えます。また、障害部門との連携や、アールとの関わりなどが、一層求められているのではないかと考えており、皆様のアドバイスをいただきたいと思いますと思っております。

2 点目は、先ほどつながりを持っていない親御さんについての言及がありましたが、我々も同じ課題を抱えていまして、その状況への対応についてアドバイスをいただきたいと思いますと思っております。

現在、子供未来局で1年をかけて、子どもの貧困計画を策定する予定でございます。去年実態調査を行ったのですが、貧困の連鎖の構造があることが分かりました。親御さんの学歴が高くない場合、経済的な就労の問題が起き、子供に関する時間が減ってしまいます。その結果、子どもは自己肯定感を持つことができなくなり、学力の低下へと影響して、就くことができる仕事限定されてしまいます。そのような貧困の連鎖の構造が仙台でも存在することが分かってきまして、子ども食堂などの様々な取り組みに対して、仙台市も行政としてどのように関わるかという議論を進めております。

しかし、そのような場に来てくれる子どもや親御さんはいいのですが、本当にサービスが必要な子どもには届かないということが問題です。親御さんに対するアプローチをどうするかが難しい。児童相談所における児童虐待のケースも同様ですが、親御さんが課題を抱えてしまっただけで、無理やり引き離さざるを得ないというような場合もございます。

つながりの少ない親御さんに対して、どのようにサービスを受けていただくか、然るべき機関につないでいくかなかなか現場では取り組むことが難しいとは思いますが、その点についてアドバイスをいただければと思っております。

植木田部会長 高島委員，ありがとうございます。今の点について何かご意見等々ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。アーチルの相談支援や地域の相談支援が充実してくるほどに，だんだんそれらに丸投げするようになってきてしまって，そしてキャパがいっぱいになってしまうというジレンマもあるかとは思いますが。

地域の意識を底上げしていくような考え方やシステム，視点についても，この作業部会の中で提案に結びつけられるといいのではないかと思います。他に何かご意見等ございましたら，どうぞお願いいたします。それでは谷津委員よりお願いいたします。

谷津委員 地域の意識の底上げについてお話させていただきます。最初，放課後ケアの事業所だけで放課後ケアネットワーク仙台をつくり，情報交換や研修をしていたのですが，平成 20 年ごろ，知的な遅れを伴わない発達障害のお子さんが放課後ケアを利用するようになりました。知的な遅れがなく，普通学級にいるため，児童館で遊びたいと言うのですが，発達障害であり集団では馴染まないため，放課後ケアでみるべきではないかなどというやり取りが実際にありました。その際，放課後ケアだけでは難しさを感じ，一緒に考えませんかと児童館にお声がけをしたところ，「実は一緒に課題を解決したいと思っていたんだ」と言われ，すぐにつながることができました。

そして，子どもの放課後支援をすすめる会を，平成 22 年度に立ち上げて，毎年放課後等デイサービスの事業所，児童館，放課後子ども教室，民間の学童保育さん全部に声をかけて，地域ごとにグループで情報交換をしたり，意見交換をしたり，先生を呼んで同じ話を同じテーブルで勉強したり，一緒に事例検討したりしていました。

お互いの事業概要を勉強することで，お互いの強みを知って，「そこはうちができそうだ」，「そこはそっちができそうだ」，「じゃ一緒にやってみようか」という機運が生まれ，地域の中での横のつながり，顔の見える関係ができてきました。

そのような取り組みを行ってきつづく思うことがあります。児童館の職員には子供未来局で発達障害のノウハウについての研修をし，放課後デイサービスには健康福祉局が同じような研修をしているので，それではみんなで一緒に行ったほうがいいのではないかと考えておりました。質の問題については，やはりそれぞれで取り組むには限界があるので，同じ地域にいる事業所同士で学びを深め，お互いの得意分野を生かしながら，地域に住んでいる子どもたちを見守り，育てていくためのシステムをぜひ行政レベルで作っていただきたいなと思っていました。この取り組みは本当に近道になると思っています。

また，親御さんへのアプローチについては，心配になってからつながるとするのはやはり難しく，限界があると感じています。厚労省でもフィンランドで行われている，妊娠期からつながり続ける「ネウボラ」というシステムを参考に，地

域でネウボラを推奨しようというような動きが推奨されていると思います。何か心配があるときにももうつながっているから安心というシステムをつくっていくことで、虐待の件数も減っていくと聞きます。実績のある市町村も実際にあるという話も聞いておりますし、ぜひネウボラに取り組んでいただきたいと思っています。

植木田部会長 ありがとうございました。

中村副部会長 親子通園施設は子ども支援、親支援、地域支援をミッションとして取り組んでいます。これらの支援については、アーチルもずっと課題として抱えていることだと思いますが、幸いなことに、その課題をこの作業部会で具体的に提案をしてもいいということはとても嬉しいことだと思います。

しかし残念ながら、先ほど谷津さんがおっしゃったように、縦割りの制度ではできないことがあります。また、地域において民間がイニシアチブを取ることはなかなか難しいのですが、行政が施策の中で方針をつくることで、各機関が横並びになって取り組むことができるようになるということもあろうかと思っています。

それから、親への支援については、親子通園において力を入れていることはお母さん方へのエンパワーメントであると思います。現在、虐待の問題やハラスメントの問題で、自己否定から立ち上がれない親がいて、子どもがそういった親に育てられることで連鎖していくようなことも起きています。そしてこの点は、貧困の連鎖と関連しているとも言われています。

しかし、早期療育を通じて子どもを好きになる親が育つことができれば、親自身も自己否定することがなくなり、エンパワーメントにつながっていきます。地道にその入り口のところから取り組んでいこうとする現在の仙台市のシステムはやはりいいと思うのですが、現状はその入り口が多すぎて問題になっているのではないのでしょうか。

アーチルの支店のようなものを作るとしても、どのようなところにどのように置けばいいのかが難しいと思います。民間ではアーチルのような取り組み全体をすることは難しいと思いますが、例えば幼児の部分はここがやるなど切り分けて取り組むことはできるのではないかと思います。

そして、相談については 24 時間サポートするシステムが最大の課題になっていると思いますが、自立を促すことを目標とするならば、生涯の支援が仕組みとして作られる必要があるのではないかと思います。

つまり、総体的な拠点づくりを考える必要がありますので、作業部会で提案できればとてもいいと思うのですが、この作業部会の役割はどこまでを想定しているのかも気になるころではあります。

事務局 アーチルの立場からは、お子さんたちが豊かに暮らしていくためには、色んな

(佐々木所長) ものがまだまだ足りていないという想いがあります。ここで議論していただくことはとても大事で大賛成ですが、逆に事務局の立場から述べるならば、議論をどこまで反映できるかということは別問題にはなるかと思えます。ただ、せっかくお集まりいただいていますので、色々なことをここで話し合えればと思っています。

植木田部会長 他にはいかがでしょうか。それでは千葉委員からお願いいたします。

千葉委員 東北福祉大学の千葉です。先ほど皆様から地域とのつながりについてお話をいただきましたが、重度心身障害のあるお子さんと医療的ケアのあるお子さんのお母さん方にお話を伺いましたところ、自分の住んでいる地域とのつながりはやはり薄いということでした。それではどの程度つながりがあるかとお聞きしていくと、そもそも挨拶すらあまりできていないということでした。

また、ちょっとしたことを頼む人も身近にはいないというお話がとても挙がっていました。先ほど、身近な地域の中で施設やサービスを利用するというお話もありましたが、車でお子さんを乗せて 30 分、40 分、もしくは 1 時間くらいかけて施設まで移動して利用されている方がいるということを考えると、やはり身近な地域の中でサービスが利用できるということも、地域のつながりをつくることのひとつになるのではないかと考えておりました。

子ども食堂の話も先ほど挙がっておりましたが、現在、本学の周辺でも子ども食堂を立ち上げようという動きがありまして、町内会長さんをはじめ、民生委員の方々も集まっていただいて検討しております。

皆さんに集まっていただいてお話を伺っていると、「地域にはいい意味でのお節介をやく方がたくさんいらっしゃるのだな」と感じられました。できるならば、障害のあるお子さんや障害のある子を抱えるご家庭にもそのような気持ちが向かないだろうか町内会の方々と検討しているところです。ソーシャルキャピタルというような言い方でもいいのかもしれませんが、地域には人が資源としてたくさん隠れていると思うので、そういった方々を利活用することも必要なのではないかと考えています。

最後にひとつ質問ですが、アーチルでは新規の相談件数が増えているとご報告いただきましたが、例えば相談したい親御さんがいたときに、実際にどのくらいの期間お待ちになるような状況なのか教えていただけますでしょうか。

事務局 (佐々木所長) 北部アーチルと南部アーチルでも若干違いがございますし、それから季節的な違いもございます。アーチルでは就学相談資料をつくる場合や、障害児童保育を行う際の意見書を書く場合、締め切りが存在するような幼稚園の補助金に関わる場合など様々な相談があります。特に、締め切りがあるようなものについては、締め切り前の期間にできるだけお会いしたいと思っておりますが、最大で 3 カ月

半くらいお待ちになることから、2カ月前後お待ちいただくまで、幅広い待ち時間がございます。

植木田部会長 ありがとうございます。アーチルに限らず、地域の力をどのように盛り上げていくかという視点も大事だということをご共有できたのではないかと思います。既に各委員の皆様のご意見等々が出てきているところではあります。議事に従って、(3)のアーチル連絡協議会の報告や課題の整理についてのご質問、ご意見等は、これでよろしいでしょうか。

本日はこの作業部会で検討するための現状把握として、事務局から様々なご説明があり、データもお示しいただきましたが、委員の皆様よりそれぞれのお立場での現状の報告等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、現在仙台市で特別支援教育推進プラン等も策定されているところですので、そのあたりの動きもご紹介いただきながら、杉委員からご報告等々お願いいたします。

杉 委 員 本日皆様のお話をお聞きして、教育分野では、何て狭い世界の中で障害のある子どもたちの教育について語っているのだろうかと感じておりました。教育においては、家庭支援や家族支援という視点は薄く、教育を受ける子どもたちを中心に考えていくことが多いです。

子どもの教育、成長を考えるために、保護者に対して面談などの相談の機会を設けたり、アーチルにつないだり、放課後デイサービスの施設の方とお話をしたりするのですが、なかなか家庭には踏み込めないことが多く、学校の先生方からもそのような話をよく耳にします。

先ほど、子供未来局の視点から述べられていたお話は学校も同じでして、本当に切実な状況にあります。障害があるということによる課題だけでなく、実際には複合的な課題が存在しています。それは、核家族における経済的な状況だったり、虐待だったり様々な形があります。先ほどのアーチルの資料に三角形の図がありましたが、発達障害の子どもたちも増加しておりますが、養育環境も大きな課題となっております。小学校・中学校・高等学校のすべてにおいて考えるべき視点となっております。

文部科学省でも診断名がついているお子さんだけを対象にするのではなく、発達障害の可能性も含めて子どもたちを見ていかなければならない、配慮が必要なお子さんたちとして捉えていかなければならないというのが現在の教育の考え方になります。

ですから、小さいころからの情報の引き継ぎが重要になっております。幼稚園や保育所との連携の強化が必要となっており、切れ目のない縦のつながりがクローズアップされています。子供未来局や健康福祉局との連携、そして教育におけ

る家族支援の在り方については課題意識を持っています。

植木田部会長

ありがとうございました。各現場にいらっしゃる先生方、あるいは教育委員会の先生方におきましては、家庭の支援が重要だということは十分に認識しているところですが、システムとしてそれを動かすためのものが、今のところ教育の中では十分ではないということですね。その点は役割分担になってくるといいますので、スムーズに連携が取れるようになっていけるといいのではないかと感じています。

例えば、私は巡回相談で児童館等のスーパーバイズに関わらせていただいておりますが、学校と児童館が近く、ほぼ目の前にあっても、意外と情報が共有されていないことがあります。

また、学校での取り組みと児童館での取り組みにおいて、意識の差があるということについては、システムの問題なのか人の問題なのか分かりづらいところもあります。

子どもや家族の立場から考えれば、暮らしている場の範囲にあるわけですから、学校と児童館などがうまくつながり、いい支援につながっていくといいのだろうと思います。しかしうまくいかないこともありますので、そこが浮き彫りになってくるといいのではないかと考えております。

さて、ほかの委員の皆様からも、残り少ない時間ではありますがそれぞれのお立場からご報告やご意見等ございましたらぜひご発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。それでは谷津委員より、お願いします。

谷津委員

今後、議論をして内容を考える上でもう少しいただきたいデータがありますので、お伺いしてもよろしいですか。

まず、国の指針においては、虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備が示されているのですが、今の仙台市の現状についてお伺いしたいと思います。障害のあるお子さんが虐待を受ける確率は、障害のないお子さんよりも 5 倍も 10 倍も高いというデータがあると以前聞いたことがあります。また、虐待を受けたお子さんが、児童相談所の一時保護所の対応が難しいケースがあるということを知っています。そのような場合、当事者の子どもたちはどのような状況に置かれるのか、現状を教えてくださいと思っています。

2 つ目は、学校において、看護師がいて、医療的ケアを受けながら通学しているお子さんの数が分かれば教えてくださいと思っています。

また、学校において、発達障害のお子さんがからかいやいじめを受けるケースが現実問題として起きております。現在、これだけ自殺の報道がなされておりますが、いじめに対して、障害のあるお子さんの理解などを進めるための、教育を仙台市としてどのように進めようとしているのかお尋ねしたいと思っています。最後に、児童館の要支援児のお子さんの数が 500 名くらいいるとお話を伺いまし

た。民間の学童保育や放課後子ども教室など、それぞれに通っている要支援のお子さんの数が分かれば、ここも教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局 (佐々木所長) 北部アーチルの佐々木です。児童相談所の関係なので、アーチルが直接関わっているわけでは本来ありませんが、虐待を受けたお子さんへの対応については、前々から一時保護所ではなかなか大変だと言われていました。

仙台市では、昨年度からモデル事業として、そのようなお子さんたちを預かることを目的として、一床分予算化して確保しております。何か問題があった場合に一時保護が可能になると仕組みを作ろうとしています。

この事業はモデル的に取り組んでおります。利用率は低いほうがいいとは思いますが、結構利用率が高い状況になっています。

事務局 (石川参事) 今、委員からご質問のあった資料につきましては、資料として存在していないものがあると思うので、教育、子供の部局ともご用意できるか相談して進めさせていただきたいと思ひます。資料をお出しできるか即答ができず申し訳ございません。

杉委員 教育に関するご質問の看護師の数についてですが、仙台市の場合、特別支援学校は鶴谷特別支援学校のみでして、小中高等部で、医療的ケアを必要とするお子さんは全部で 11 名いらっしゃいます。また、常駐している看護師の数は 1 日あたり 8～9 名です。それから、小中学校にも医療的ケアが必要なお子さんたちがおりまして、年々増えてきております。20 数名の児童生徒が、小中学校におりまして、1 校に 1 人程度いらっしゃいます。そして、看護師さんも同じくらいの人数が配置されています。なお、県立の支援学校については、現在手元に資料がない状況です。

それから、いじめの問題に関しては、仙台市の市民の皆さんには大変ご心配をおかけしている状況にあります。現在、学校、教育委員会がこれから何をしなければならぬかについて検討しております。自死の関係で言えば第三者機関での調査による結論が今後出てくることとなります。

先ほどのお話にあったように、発達障害のお子さんたちはいじめのリスクが高いと言われておりますので、仙台市いじめ防止基本指針にもきちんとその点が盛り込まれています。その対応について、命の大切さといった道徳教育や、みんな違ってみんないいのだという障害者への理解など、様々な視点から取り組む必要があるかと思ひます。

いろんな視点から、ありとあらゆる対策を講じているところです。

高島委員 児童館に関するご質問については、前回のアーチル連絡協議会で、私からご紹介

介した数字は、あくまで市の関わる児童館・児童クラブの数字でございました。平成 31 年の 4 月の時点で小学校 6 年生まで、全学年まで受け入れを拡大することを目指しておりました、今年度は小学校 4 年生、特別な支援を要するお子さんについては小学校 5 年生までの受け入れをすることになっています。小学校 1 年生から 5 年生までの特別な支援を要するお子さんが 500 名弱いらっしゃいまして、市以外の民間における人数が把握できるかどうかについては、持ち帰って検討させていただければと思います。

植木田部会長 議論が深まっているところですが、大分時間になっておりました、本日お話し足りない部分につきましては、引き続き次回にもご議論いただきたいと思います。最後に、もうこれだけはどうしてもご発言したいという内容があればお伺いしたいと思います。

中村副部会長 現状を知るということからしか、対策が具体的に出てこないような気がしました。それぞれの現場で事業に向かい合っている人たちは、その事業のことにしか詳しく知りません。

子どもが一人一人違っていいというのであれば、一人一人その学習の環境を整えるということまで教育の分野で整備してくださることが必要ですが、本当にそれができているかについては、ひとつの事業だけに取り組んでいると分からないものです。

広場が苦手な子がいればそのような子のための環境整備が必要だということももうだいたい皆さん分かっていることだと思います。それぞれが置かれている立場をどのように共有していくかが次のステップになると思うのですが、私も現状をきちんと把握できているわけではありません。例えば、学校、児童館、学童保育などにおいて、グレーの子も含めて、どのような対応を職員の方がなさってくださっているかなど把握する必要があるかと思います。支援する人たちがそれぞれどのような点で思い悩んでいらっしゃるのか、どのような支援を仰ぐスーパーバイザー的な存在がいるのか知りたいなと思います。

植木田部会長 教育については、文部科学省からは多様な学びの連続性について言及されておりまして、個別の支援のニーズの濃いお子さんに対して、訪問指導、訪問教育から始まって、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、そして通常学級など様々な学びの形態がございます。

通常学級の中でも個別の指導ができるように、システムとして教育の枠組みを考えています。現状としては、子どもの実態に合わせて柔軟に対応できるようなシステムはできているとは思いますが。

中村副部会長 システムがそのまま機能していればいいのですが、現在の学校教育の中で、必

要な方に対する個別支援がきちんとなされているかが重要だと思います。

杉 委員 現状では、一人一人の個別の指導計画を作成して、その子に合った教育を先生が促していくということもございます。ただ、教育課程においては、クラスの中でのカリキュラムや学年の計画、学校全体の計画もございます。障害のある子どもたちが、交流及び共同学習などみんなと一緒に活動する場面では、何年何組という所属がありますので、一人一人違うものに合わせながら多様な時間割の中で動いていくことになります。

植木田部会長 例えば個別の支援がこの子にとって適切ではないかと学校側が判断しても、保護者の方が集団の中でどうしても学ばせたいというような思いを持っていらっしゃることもありまして、実態は非常に複雑で、数値として出すことは難しいのではないかと思います。児童館や学童クラブについては、今日の時点で子供未来局より何かお示しいただけるところがあれば、簡単にお話しいただければと思いますがいかがでしょうか。

高 島 委員 私も直接現場の生の声を聞いているわけではないので、次回までに保育所や認定こども園など、障害のあるお子さんに関わっておられる方の生の声を把握したいと思います。

植木田部会長 児童館については、私は巡回相談をさせていただいておりますので、その実感をお話しさせていただきたいと思います。そもそも、児童館の目的自体が、子供たち同士の交流、遊びを通して健全育成をしていくというものですので、例えば自閉症スペクトラムのお子さんで集団には入りづらかったり、音に過敏性があつたりすると、なかなか集団に入れないという実態がありまして、指導員の皆さんも困っていらっしゃることもあります。

さて、もう終わりの時間が来てしまいました。様々ご説明をいただいて、一定程度の現状把握ができ、委員の意識や情報の共有ができたところもあると思いますが、まだ少し足りないというところもあって、次回へ持ち越しとなった部分もございます。今日の議論を踏まえて、次回もまた引き続き進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

本日は主に、仙台市の障害児に関する現状を捉える作業となりました。次回以降は特別な支援が必要な児童への支援と、ライフステージに応じた支援について進めていくことになるかと思えます。

障害児福祉計画に盛り込んでいくべき方向性について、さらにご意見活発にいただければと思います。それでは協議はこの辺で閉じさせていただきたいと思えます。最後に事務局にマイクをお返しおしたいと思います。

事務局
(石川参事) ありがとうございました。参考資料 6 に、参考資料 4 と 5 についての障害児に関わる部分の抜粋を掲載させていただきました。それから、子供未来局で作成されている「健やか子どもプラン 2015」及び教育局の「教育振興基本計画」の障害者に関する部分をまとめたものなどを掲載いたしておりますので、こちらも参考にさせていただければと思います。

(4) その他

事務局
(小幡係長) それでは最後に事務局から事務的なご連絡させていただきます。次回以降の開催についてまずご連絡させていただきます。次期計画策定スケジュールについては、資料 1-2 をご覧ください。そちらにスケジュール案として各日程を掲載させていただいております。

本日 6 月 29 日に第 1 回部会を進めさせていただきました。次回の第 2 回部会の予定といたしましては、7 月 31 日月曜日の 18 時半から今度は北部アーチルではなく、南部アーチルの大会議室で開催を予定しております。

改めて日程等々につきましては、ご案内の通知文書を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。第 3 回、第 4 回の日程につきましても、今のところそれぞれ 8 月 23 日、9 月 25 日ということで予定させていただいております。こちらの予定については、何かの場合で変更する可能性はございますが、今のところこの予定で進めさせていただければ考えております。

また本日の資料や議題に関するご意見につきまして、伝えることができなかったというところがございましたら、机にご意見票を置かせていただきましたので、そちらをお使いいただきメールもしくはファックスで 7 月 7 日までに事務局までお送りいただければと思います。

(6) 閉会

事務局
(小幡係長) それでは以上をもちまして、平成 29 年度仙台市障害者施策推進協議会障害児支援作業部会の第 1 回を終了させていただきます。本日はお忙しい中、また遅くまで長時間にわたってのご議論ありがとうございました。